

婚姻関係財産一覧表への記載について

盛岡家庭裁判所 人事訴訟係

- 1 基準時において存在した資産・負債を原告名義・被告名義に分けて記載してください。基準日以後の売却等によって存在しなくなった財産についても、記載するようにしてください。
- 2 一覧表は主な項目を例示として上げていますので、適宜、不要な欄は削除し、欄にない財産がある場合はセルを増やすなどして記載してください。
- 3 特有財産と主張する財産についても一覧表に載せてください。その場合、主張額に0円を記載し、主張欄に特有財産である旨を記載してください。
なお、対象財産と特有財産が混合していると主張する場合は、主張額の欄に特有財産の金額を除いた金額を記載し、主張欄に特有財産××円を除いたと記載してください。
- 4 基準時（夫婦の経済的協力関係の終了時）は、別居開始日とするのが一般的です。別居開始日と異なる日を基準時として主張する場合、基準時の主張に争いがある場合などには、基準日ごとに一覧表を複数作成してもらうことがあります。
- 5 退職金等については、基準時時点での在職期間に占める同居期間の割合を乗じる、基準時時点の退職金見込額から婚姻時の退職金見込額を控除するなどして、基準時の評価額を主張してください。